

<経済環境適応資金>

パワーアップ資金（企業立地を除く）

融 資 対 象	<p>以下のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業（物品の加工、修理業を含む）又は卸売業を営む中小企業者で、輸出品の製造、加工、集荷又は製品若しくは原材料の輸入を行う者 2 中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた中小企業者（注1） 3 中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた中小企業者 4 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 5 新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 6 事業転換（注2）を行う中小企業者 7 労働力確保法（注3）第4条第1項に基づく知事の認定を受けた中小企業者 8 ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けた中小企業者 9 あいち女性輝きカンパニーの認証を受けた中小企業者 10 ① 環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 ② 公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者 ③ 現在地で公害を防止することが困難なため工場等を移転し、移転先（県内に限る）で②の措置を講ずる中小企業者 11 活性化モデル商店街の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者 12 国内外からの観光客誘致のため、観光振興事業計画書を作成し、一般社団法人愛知県観光協会（以下、「観光協会」という。）の確認を受け、観光客受入施設（注4）を整備拡充（注5）する中小企業者、又は観光振興事業計画書を作成し、観光協会の確認を受け、国内外からの観光客誘致のためのイベント・キャンペーンや土産品の開発を行う中小企業者 13 防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者、又は中小企業の災害復旧の迅速化に役立つ「事業継続計画（BCP）」の策定及びその実施に必要な設備の導入、改善等を行う中小企業者 14 海外展開に係る事業（注6）を行い、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者（県内事業所のすべてを廃止する場合を除く。） 15 国（独立行政法人等を含む）、地方自治体又は（公財）あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者
融 資 限 度 額	1億5,000万円（融資対象1の場合は1,500万円、融資対象15の場合は交付決定額以内）
資 金 使 途	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金 2 中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 3 中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に従い新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金 4 事業計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 5 ・新技術の導入及び研究開発に必要な設備資金及び運転資金 ・先端技術設備（別表1参照）の導入に必要な設備資金 6 事業転換に必要な設備資金及び運転資金 7 労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 8 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要な設備資金及び運転資金（注7） ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容の実施に必要な設

	<p>備資金及び運転資金</p> <p>9 事業上の設備資金及び運転資金</p> <p>10 ① 環境負荷低減設備を導入するために必要な設備資金及び運転資金 ② 公害を防止するために必要な設備資金（認定前に着工等をした経費を除く） ③ 工場等に移転し、移転先で公害を防止するために必要な設備資金（認定前に着工等をした経費を除く） なお、「環境負荷低減設備」とは以下のとおりとし、主に別表2-1に掲げる設備をいう。 (1) 省エネルギー又は新エネルギーを促進するための設備 (2) 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備 (3) 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備 (4) 環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造する設備 なお、「公害を防止するために必要な施設等」とは、主に別表2-2に掲げる施設等をいう。</p> <p>11 事業上の設備資金及び運転資金</p> <p>12 ・国内外からの観光客受入施設の整備拡充に必要な設備資金及び運転資金 ・国内外からの観光客誘致のためのイベント・キャンペーンの開催や土産物の開発に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>13 総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金(注8)</p> <p>14 海外展開に必要な事業上の設備資金及び運転資金</p> <p>15 交付決定を受けた補助金のつなぎ資金として必要な設備資金及び運転資金</p>																																																								
<p>融 資 期 間 及 び 融 資 利 率</p>	<p style="text-align: center;">金融機関所定（固定）</p> <p>○融資対象2の場合</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設備</td> <td style="width: 20%;">4 年 以 上</td> <td style="width: 20%;">5 年 以 内</td> <td style="width: 50%;">年 1.2% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年 以 上</td> <td>7 年 以 内</td> <td>年 1.3% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 年 以 上</td> <td>10 年 以 内</td> <td>年 1.4% 以 内</td> </tr> <tr> <td>運 転</td> <td>4 年 以 上</td> <td>5 年 以 内</td> <td>年 1.2% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年 以 上</td> <td>7 年 以 内</td> <td>年 1.3% 以 内</td> </tr> </table> <p>○融資対象2以外の場合</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設備</td> <td style="width: 20%;">2 年 以 内</td> <td style="width: 50%;">年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 年 以 上 5 年 以 内</td> <td>年 1.4% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年 以 上 7 年 以 内</td> <td>年 1.5% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 年 以 上 10 年 以 内</td> <td>年 1.6% 以 内（融資対象 4 を除く）</td> </tr> <tr> <td>運 転</td> <td>1 年 以 内</td> <td>年 1.2% 以 内（融資対象 1 の場合）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 年 以 内</td> <td>年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 年 以 上 5 年 以 内</td> <td>年 1.4% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年 以 上 7 年 以 内</td> <td>年 1.5% 以 内（融資対象 4 を除く）</td> </tr> </table> <p>ただし、融資対象4について、保証協会の信用保証付の既往借入金を借り換える場合は次のとおり。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設備</td> <td style="width: 20%;">4 年 以 上</td> <td style="width: 20%;">5 年 以 内</td> <td style="width: 50%;">年 1.4% 以 内</td> </tr> <tr> <td>運 転</td> <td>6 年 以 上</td> <td>7 年 以 内</td> <td>年 1.5% 以 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 年 以 上</td> <td>10 年 以 内</td> <td>年 1.6% 以 内</td> </tr> </table>	設備	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.2% 以 内		6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.3% 以 内		9 年 以 上	10 年 以 内	年 1.4% 以 内	運 転	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.2% 以 内		6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.3% 以 内	設備	2 年 以 内	年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）		4 年 以 上 5 年 以 内	年 1.4% 以 内		6 年 以 上 7 年 以 内	年 1.5% 以 内		9 年 以 上 10 年 以 内	年 1.6% 以 内（融資対象 4 を除く）	運 転	1 年 以 内	年 1.2% 以 内（融資対象 1 の場合）		2 年 以 内	年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）		4 年 以 上 5 年 以 内	年 1.4% 以 内		6 年 以 上 7 年 以 内	年 1.5% 以 内（融資対象 4 を除く）	設備	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.4% 以 内	運 転	6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.5% 以 内		9 年 以 上	10 年 以 内	年 1.6% 以 内
設備	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.2% 以 内																																																						
	6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.3% 以 内																																																						
	9 年 以 上	10 年 以 内	年 1.4% 以 内																																																						
運 転	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.2% 以 内																																																						
	6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.3% 以 内																																																						
設備	2 年 以 内	年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）																																																							
	4 年 以 上 5 年 以 内	年 1.4% 以 内																																																							
	6 年 以 上 7 年 以 内	年 1.5% 以 内																																																							
	9 年 以 上 10 年 以 内	年 1.6% 以 内（融資対象 4 を除く）																																																							
運 転	1 年 以 内	年 1.2% 以 内（融資対象 1 の場合）																																																							
	2 年 以 内	年 1.1% 以 内（融資対象 15 の場合）																																																							
	4 年 以 上 5 年 以 内	年 1.4% 以 内																																																							
	6 年 以 上 7 年 以 内	年 1.5% 以 内（融資対象 4 を除く）																																																							
設備	4 年 以 上	5 年 以 内	年 1.4% 以 内																																																						
運 転	6 年 以 上	7 年 以 内	年 1.5% 以 内																																																						
	9 年 以 上	10 年 以 内	年 1.6% 以 内																																																						
<p>据 置 返 済 方 法</p>	<p>据置1年以内の分割返済 ただし、融資対象1及び15に関しては、一時返済</p>																																																								
<p>担 保</p>	<p>原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</p>																																																								
<p>保 証 人</p>	<p>原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。</p>																																																								

信用保証	原則として、保証協会による信用保証を要する。 <融資対象1、4～6、8～13及び15>一般保証を利用 <融資対象2、3及び7>別枠保証を利用 <融資対象14>一般保証又は別枠保証を利用
保証料	<融資対象1、5、6、8～15>年0.40%～1.83% <融資対象2、3及び7>年0.67% <融資対象4>年0.40%～1.76% ただし、<融資対象14>で海外投資関係保証を利用する場合は年1.05%
責任共有制度	対象 ただし、融資対象4について、責任共有制度の対象外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合は責任共有制度の対象外
推薦機関	県内商工会議所及び商工会
申込先	取扱金融機関の県内各店舗
必要添付書類	<融資対象1> ・パワーアップ資金（貿易振興）に係る計画書（様式第6） ・輸出の場合：輸出向けの契約又は受注を証明する書類 ・輸入の場合：輸入向けの契約又は発注を証明する書類 <融資対象2> ・中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書 ⇒承認申請書の提出先：業種を所管する産業労働部各課 <融資対象3> ・中小企業等経営強化法第13条第1項に基づく主務大臣の認定を受けた申請書及び計画書 ⇒認定申請書の提出先：業種を所管する国の関係機関 <融資対象4> ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業計画書（申込人が策定したもの）（注9） ・認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要） <融資対象5> ・パワーアップ資金（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）に係る計画書（様式第7） <融資対象6> ・事業転換計画書（様式第8） <融資対象7> ・労働力確保法第4条第1項に基づく知事の認定を受けた改善計画書及び改善計画認定通知書 ⇒改善計画書の提出先：産業労働部労働福祉課 労働相談グループ（052-589-1406） <融資対象8> 【ワーク・ライフ・バランス関連】 ・パワーアップ資金（ワーク・ライフ・バランス）に係る計画書（様式第9） 【ファミリー・フレンドリー関連】 ・県の登録証 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容を明記した書類 ⇒ファミリー・フレンドリー企業への登録：産業労働部労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ（052-954-6360）

	<p><融資対象 9 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の認証書 ⇒あいち女性輝きカンパニーの認証申請：県民生活部男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ (052-954-6657) <p><融資対象 10 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーアップ資金(環境・省エネ)に係る計画書(様式第10) ・ ②、③については、計画書(様式第11)及び知事の認定通知書 (融資申込み在先立って、別に定める計画書(様式第11)1通を県に提出し、 計画内容が適当である旨の認定を受けなければならない。) <p><融資対象 11 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の証明を受けた証明申請書(様式第12) ⇒証明申請書提出先：産業労働部商業流通課 商業指導グループ (052-954-6336) <p><融資対象 12 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会の確認を受けた観光振興事業計画書(様式第13) ⇒計画書提出先：(一社)愛知県観光協会 (052-581-5788) <p><融資対象 13 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーアップ資金(防災)に係る総合防災対策計画書(様式第14) <p><融資対象 14 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容毎に別に定める計画書(様式第15の1、15の2、15の3、15の4又は15の5) <p><融資対象 15 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーアップ資金(補助金つなぎ)に係る計画書(様式第16) ・ 補助金の交付決定を受けたことを確認できる書類 ・ 補助金交付申請書
<p>問い合わせ先</p>	<p>愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754 (信用保証について)</p>

(注1) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認申請について

経営革新計画の内容、申請様式等は中小企業金融課のホームページ

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>) に掲載しております。

※ 中小企業等経営強化法に関する相談先：産業労働部中小企業金融課 経営支援・調整グループ

(052-954-6332)

(注2) 「事業転換」の要件(次の(1)～(3)に該当していること)

(1) 現在の事業を1/3以上廃止し、転換後の事業が主力となる計画であること。

(2) 通常同一の業種とみられる業種に属する事業に転換する場合は、生産の加工度の向上及び付加価値の増加等により著しく高級であり、かつ、原材料、生産加工技術、用途、販路又は機能等を異にするものであること。

(3) 事業の転換が原則として5年以内で完了すること。

(注3) 労働力確保法： 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

(注4) 「観光客受入施設」とは下記のものをいう。

(1) ホテル、旅館、民宿等観光客等の宿泊施設

(2) 観光客レクリエーション施設

- (3) 観光みやげ品販売所
- (4) その他、観光客の受入に資する施設

(注5) 「整備拡充」とは新設の他、増改築、改修も含める。

(注6) 「海外展開に係る事業」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業
- (2) 出資割合が10%以上となる場合（100%出資の子会社の出資と合算して10%以上となる場合を含む。）における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得
- (3) 出資割合が10%以上である外国法人（100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。）の発行に係る証券の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付
- (4) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育
- (5) 海外直接投資の事業実施に必要な調査
- (6) 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加
- (7) 直接輸出入に係る事業
- (8) 海外向け新製品の開発等、その他海外展開に係る事業（前(1)から(7)に該当する事業を除く。）

(注7) 「ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要な設備資金及び運転資金」とは以下のものをいう。

- (1) 従業員の養育する子を対象として、事業所内又は近隣に保育施設を設置（改築・改修・補修を含む）及び運営する場合の設備資金及び運転資金
- (2) 従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休暇、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金
- (3) 従業員に対して、ワーク・ライフ・バランスの周知・理解を促進するためのパンフレット作成費、研修費用

(注8) 総合防災対策に必要な設備資金及び運転資金とは以下のとおりとする。

○設備資金

- ア 耐震のため、事業所等の固定、補強及び改修工事費
- イ 耐震装置を有する機械の購入費
- ウ 耐震のため、商品等を固定する設備の設置費
- エ 事業所等の浸水を防ぐために行う敷地、事業所等のかさ上げ及び設備の設置に必要な資金
- オ 「事業継続計画（BCP）」の実施に必要な設備の導入、改善費

○運転資金

- ア 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める供給設備（バルク容器及びバルク貯槽に係るものを除く）に設置するガス放出防止器（ガス放出防止機構を内蔵したバルブ、高圧ホース等を含む）の購入資金
- イ 事業継続計画（BCP）の策定のために必要な専門家への謝金、専門機関への委託経費、講習会への参加費等

※「事業継続計画（BCP）」は、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」又は愛知県の「あいちBCPモデル」により策定するものとする。

※中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」の詳細については中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)を、愛知県の「あいちBCPモデル」については、愛知県のホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/kinyu/BCP/bcpmodel1.htm>)をご覧ください。

(注9)「事業計画書」とは、次の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

別表1 先端技術設備

区分	設備名
次世代自動車関連	各種電池試作・評価装置（燃料電池、リチウム電池、その他バッテリー）、モーター評価装置（永久磁石同期モーターなど）、材料・部品強度評価装置、精密測定設備（ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など）、3次元CADシステム、ナノ粒子製造装置、バイオ燃料評価装置、バイオプラスチック加工製造装置、木質プラスチック加工製造装置、CFRP等製造加工装置、軸力測定装置、アルミニウム合金鋳造装置、軽金属熱処理装置、マグネシウム合金鋳造装置、特殊鋼製造加工装置、金属材料試験装置、粉体製造装置、粉体分級装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
航空宇宙関連	ファインセラミックス製造加工装置、アルミニウム合金製造装置、CFRP製造加工装置、ハニカム材製造加工装置、特殊鋼製造加工装置、部材接合・評価装置、5軸加工機、精密測定設備（ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など）、3次元CADシステム、空洞実験装置、ITS技術（飛行システム技術など）、航空機内装材製造加工装置、精密形状測定装置、大気圧プラズマ関連新素材製造評価装置、金属材料試験装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
高度先端医療・再生医療関連	ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料、生体適合性材料、特殊鋼等の製造加工装置、タンパク質精製装置
健康サービスシステム関連	培養装置
食品検査システム関連	DNA解析装置、DNAチップ製造装置、アレルギー測定装置、核磁気共鳴吸収装置、ガスクロマト関連装置（ガスクロマトグラフ、ガスクロマト質量分析計）、液体クロマト関連装置（液体クロマトグラフ、液体クロマト質量分析計）、超臨界流体クロマト装置、異物検査システム、味覚センサー、においセンサー、微生物迅速検査関連装置
機能性食品関連	タンパク質精製装置、マイクロアレイ分析装置、抗体チップ製造装置、発酵装置、高性能食品包装機器、高性能食品加工機器、空気無菌化装置（クリーンルーム、クリーンベンチ等）
ナノテクノロジー関連	粉体製造装置、粉体分級装置、紡糸機、表面処理・薄膜形成装置、微粒子加工機
その他	上記のほか、知事が先端技術設備として認めるもの

別表 2 - 1 環境負荷低減設備（主なもの）

項目	概要	対象となる設備
省エネルギーを促進するための設備	<p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p>	<p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p>
新エネルギーを促進するための設備	<p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）</p>	<p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備</p> <p>○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備</p> <p>○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p>
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	<p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p>	<p>○廃石膏リサイクル設備</p> <p>○ごみ固形化設備(RPF、木質ペレット製造設備)</p> <p>○生ごみ堆肥化設備</p> <p>○建設汚泥リサイクル設備</p> <p>○廃プラスチック洗浄設備</p>

項目	概要	対象となる設備
<p>廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備</p>	<p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は廃水を自社内で減量化・減容化するための設備</p> <p>②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備
<p>環境負荷低減型設備(エコ商品)を製造するための設備</p>	<p>エコ商品を製造するための設備をいう。</p> <p>※エコ商品(自然を破壊しない環境保護を目的とした商品・環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品・リサイクルしやすい商品、廃棄しても環境汚染しない商品・ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に推進等に係る法律)に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちりサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品(あいくる制度適合製品)を製造する設備

別表 2 - 2 公害を防止するために必要な施設等（主なもの）

項 目	概 要	対象となる施設
公害防除施設等 （工場等の移転に伴い設置等を行う施設等を含む。）	大気汚染を防止する施設	○集じん施設 ○有害ガス（特定フロン等を含む。）除去施設 ○排煙脱硫施設 ○低NO _x 燃焼施設
	水質汚濁を防止する施設	○污水处理施設 ○地下水汚染防止施設 ○合併処理浄化槽
	騒音・振動を防止する施設	○防音施設 ○防振施設
	地盤沈下を防止する施設	○水源転換施設 ○水の循環施設 ○水の再生使用施設
	土壌汚染を防止する施設	○汚染土壌処理装置 ○遮断層
	悪臭を防止する施設	○燃焼施設 ○洗浄施設 ○吸着施設
	産業廃棄物を処理する施設 （産業廃棄物の処理を業とする者に係る施設を除く）	○脱水施設 ○焼却施設
	産業廃棄物の処理を業とする者の産業廃棄物処理施設等に附帯する公害防除施設	○汚泥の脱水施設、乾燥施設 ○汚泥、廃油、廃プラスチック類その他産業廃棄物の焼却施設又は水銀若しくはその化合物を含む汚泥のばい焼施設 ○廃油の油水分離施設 ○廃酸・廃アルカリの中和施設 ○廃プラスチック類その他産業廃棄物の破砕施設 ○有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設 ○汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ○廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 ○産業廃棄物最終処分場に附帯する施設
工場等の排煙、排水等の管理に必要な測定機器	○水質自動計測機器 ○排水流量計 ○SO ₂ 測定装置	

様式第6

パワーアップ資金（貿易振興）に係る計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（貿易振興））融資制度による融資を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 貿易振興計画（輸出の場合）

品名及び数量	
輸出先国	
輸出金額	
船積の時期	
信用状の有無	
輸出品の発注先 （申込者が商社の場合）	
その他	

※ 輸出向けの契約又は受注を証明する書類を添付すること。

2 貿易振興計画（輸入の場合）

品名及び数量	
輸入先国	
輸入金額	
輸入手形の到着日	
ユーザンス手形の場合は その期日	
輸入品の発注先 （申込者が商社の場合）	
その他	

※ 輸入向けの契約又は発注を証明する書類を添付すること。

様式第7

パワーアップ資金（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）に係る計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入））融資制度による融資を受けたいので、次のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途（該当するものの左欄に○印を記入（複数記入可））

資金使途		必要添付書類
<input type="checkbox"/>	新技術の導入	別紙 新技術導入・研究開発計画の内容
<input type="checkbox"/>	研究開発	
<input type="checkbox"/>	先端技術設備の導入	（別表1に掲げる設備の場合） 下記2に先端技術設備を記入すること

（注）設備導入する場合には、当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付のこと。

2 先端技術設備の内容（別表1に掲げる設備の場合に記入）

導入する設備	
設備計画の目的・内容 （別紙でも可）	

新技術導入・研究開発計画の内容

1 現在の事業の概要

業種 ()
内容

--

2 新技術導入・研究開発事業の題目

--

3 新技術導入・研究開発事業の目的及び内容

--

4 事業実施の効果

--

5 資金計画

(千円)

	自己資金	本制度借入金	その他 ()	計
設備資金				
運転資金				
計				

事業転換計画書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名



愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（事業転換））融資制度による融資を受けて事業を転換したいので、下記のとおり転換計画を提出します。

記

1 転換前

- (1) 業種 (主要品目)
- (2) 設立年月日 (年 月 日)
- (3) 資本金 千円
- (4) 従業員数 名
- (5) 売上額等の推移 (千円)

	当 期	1 期前	2 期前
売上額			
生産又は販売設備の状況			

2 転換後

- (1) 業種 (主要品目)
- (2) 転換（予定）年月日 (年 月 日)
- (3) 資本金 千円
- (4) 従業員数 名
- (5) 売上額等の推移 (千円)

	転換直後期	2 期後	3 期後	4 期後	5 期後
売上額					
生産又は販売設備の状況					

3 事業資金調達の内容

(千円)

総 資 金 額		内自己資金		本制度借入金		その他借入金等	
設 備							
運 転							
計							
今回投資 する設備 の 内 容	設 備 名	金 額	設 備 名	金 額			

4 本制度借入予定日

設備資金 年 月 日

運転資金 年 月 日

5 事業転換する理由および転換後の収益等の見込

事業転換計画書記載要領

- ・ 「業種」は、日本標準産業分類 4 ケタによること。
- ・ 「売上額」は、1 年を単位とし、事業転換前直近の決算により「当期」を、以降順次記載するものとし、「事業転換直後期」は事業転換直後 1 年間の見込みを、「2 期後」以降は転換直後に引続く 1 年間の見込を記載すること。
- ・ 「生産または販売設備の状況」は、現有の土地（＝面積）、主要機械の名称、販売施設の規模等についてそれぞれ転換前と転換後を対比して記載すること。
- ・ 「事業転換する理由および転換後の収益等の見込」は、転換前事業の属する業種の動向、自己企業のおかれた立場、事業を継続した場合の先行き見込み及び転換後の収益性、発展性等を記述すること。

様式第9

パワーアップ資金（ワーク・ライフ・バランス）に係る計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（ワーク・ライフ・バランス））融資制度による融資を受けてワーク・ライフ・バランスの推進を図りたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途（該当するものの左欄に○印を記入（複数記入可））

資金使途	
	事業内又は近隣に保育施設を設置（改築・改修を含む）、運営
	従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休業、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金
	従業員に対するワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のために必要となる費用 具体的内容（ ）

2 ワーク・ライフ・バランスの推進内容（別紙でも可）

--

3 資金計画

（千円）

	自己資金	本制度借入金	その他（ ）	計
設備資金				
運転資金				
計				

（注）設備資金を借入する場合には、当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付すること。

パワーアップ資金（環境・省エネ）に係る計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（環境・省エネ））融資制度による融資を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途（該当するものの左欄に○印を記入（複数記入可））

資金使途	
<input type="checkbox"/>	省エネルギーを促進するための設備
<input type="checkbox"/>	新エネルギーを利用するための設備
<input type="checkbox"/>	廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備
<input type="checkbox"/>	廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備
<input type="checkbox"/>	環境負荷低減型製品（エコ商品）を製造する設備
<input type="checkbox"/>	公害防除施設等（運転資金を除く。）

2 環境負荷低減設備等の内容（別紙でも可）

--

3 事業計画（別紙でも可）

--

4 資金計画

（千円）

	自己資金	本制度借入金	その他（ ）	計
設備資金				
運転資金				
計				

（注）当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付すること。

公害防除施設の整備等に係る計画書

平成 年 月 日

愛知県知事殿

(〒 -)

住所

氏名

印

(名称及び代表者名)

電話

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（環境・省エネ））融資制度による融資を受けて公害防除施設等を整備したいので、次のとおり計画書を提出します。

記

計 画 名		借入希望額	千円
資本金又は 出 資 金	千円	従 業 員 数	全 体 (設置工場等) 人 人
		事業開始年月日	年 月 日
業 種		主 要 生 産 品	
現在返済中のこの融資について		有 ・ 無	
借入年度	借入金額	担当者名及び電話番号	
年度	千円	借入希望金融機関(支店名)及び担当者名	
年度	千円		
年度	千円		
完了予定年月日	年 月 日		

公害防除施設等整備計画書

設置工場等	名 称					
	所 在 地					
	用 途 地 域	工業専用・工業・準工業・商業・近隣商業・準住居・第二種住居・第一種住居・第二種中高層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種低層住居専用・第一種低層住居専用・その他（ ）				
公 害 の 種 類	ばい煙・粉じん・汚水・騒音・振動 臭・地盤沈下・土壌汚染・産業廃棄物					
公害発生 の 現状 又は 予想される 状況 (公害発生施設・周囲の 状況・苦情・市町村・ 事務所の指導状況等)						
整備計画 の 概要 (処理施設及び処理方法等)						
整備効果	現 在		整備後			
整備後の 作業時間	午前 時から (交替) 午後 時まで	整備後の 用 水 量	m ² /日	整備後の 排 水 量	m ² /日	
放流河川名						
使用燃料(大気関係のみ)			この融資に係る公害関係の届出	大 気 汚 染 防 止 法	有・無	
				水 質 汚 濁 防 止 法	有・無	
				騒 音 規 制 法	有・無	
				振 動 規 制 法	有・無	
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無		
			土 壌 汚 染 対 策 法	有・無		
			県民の生活環境の保全等条例	有・無		
申 請 経 費	経 費 名	金 額	借入希望額	円		
		円	自己資金	円		
		円	そ の 他	円		
		円		円		
	合 計	円	合 計	円		

移 転 計 画 書

	現 在 地	移 転 先
所 在 地		
用 途 地 域		
工 場 用 地 面 積	m ²	m ²
建 物 延 床 面 積	m ²	m ²
放 流 河 川 名		
移転スケジュール（整地・作業場建設・機械移設等）		
跡地利用計画		

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金(商店街))
融資制度に係る証明申請書

年 月 日

愛知県知事殿

(申請者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金(商店街))融資制度による融資を受けたいので、次のとおり「活性化モデル商店街」の指定を受けていることを証明してください。

1. 指定年度 _____
2. 活性化モデル商店街名 _____
3. 指定を受けた「活性化モデル商店街」の概要(別紙でも可)

(申請者が、指定組合等又は指定商工会等に所属する中小企業者である場合)

上記申請者 _____ は、当団体 _____ に所属していることを証明します。

年 月 日

(指定組合等又は指定商工会等)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

上記申請者又は申請者が所属する指定組合等若しくは指定商工会等は、県から指定を受けた「活性化モデル商店街」であることを証明します。

なお、本証明は融資の実行を保証するものではありません。

年 月 日

愛知県知事

㊟

観光振興事業計画書

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

⑩

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（観光））融資制度による融資を受けて観光振興事業を実施したいので、観光振興事業計画書を提出します。

1 会社、個人等の概要

(1) 主たる事業の内容（業種：
内容

(2) 資本金又は出資金の額 円

(3) 常時使用の従業員数 人

(4) 設立年月日 年 月 日

2 観光振興事業の内容

(1) 事業内容

(2) 事業の必要性

(3) 事業の効果

3 所要事業資金の概要

(単位：千円)

総資金額		自己資金	本制度借入金	その他借入金
設 備 資 金				
運 転 資 金				
計				
設備の内容				金 額

4 借入希望日及び期間 年 月 日

5 本制度借入希望金融機関

上記計画が要綱の趣旨に合致していることを確認しました。
なお、本確認が融資の実行を保証するものではありません。

年 月 日

一般社団法人 愛知県観光協会

会長



様式第14

パワーアップ資金（防災）に係る総合防災対策計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊟

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（防災））融資制度による融資を受けて防災対策を行いたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途（該当するものの左欄に○印を記入（複数記入可））

資金使途	
<input type="checkbox"/>	防災のための施設・設備及び補強等
<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）の策定・実施

2 総合防災対策の内容（別紙でも可）

--

3 資金計画

（千円）

	自己資金	本制度借入金	その他（ ）	計
設備資金				
運転資金				
計				

（注）設備資金を借入する場合には、当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付すること。

愛知県信用保証協会 御中

(申込人) 住 所

氏 名 名 称 及 び
代表者の氏名

印

業 種

外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書

1 支 店 等 の 概 要	(1) 支店等の名称		設置年月日	
	(2) 所在地			
	(3) 事業内容 (事業計画を含みます。)	定款記載のものを記入してください。 その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出等について年度別に 向こう3年間分を記入してください。(単位 千米ドル) —— この欄に書ききれない場合は別紙に記入してください。 ——	従業員数	名
2	金額			
3	資金の使途 (該当分を○で囲んでください。)	イ 設置に係る資金	ロ 拡張に係る資金	
4	資金計画	向こう1年間の資金計画を具体的に記入してください。		
5	取引を行おうとする理由	具体的に記入してください。		
6	借入希望額			

なお、上記計画を実施しても、愛知県内事業所の全てを廃止するものではありません。

愛知県信用保証協会 御中

(申込人) 住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
業 種

印

海外直接投資に係る証券取得に関する計画書

1 相 取 手 得 方 の	(1) 名 称						
	(2) 所 在 地						
	(3) 業 種						
2 内 証 券 容 の	(1) 銘 柄						
	(2) 数 量						
	(3) 額 面 金 額						
3	証 券 の 種 類 (該当分を○で囲んでください。)	イ 設立新株 ホ 出資の持分	ロ 増資新株 ヘ 利札	ハ 発行済株式	ニ 社債(普通・転換)		
4	取 得 の 時 期						
5	取 得 の 対 価						
6	資 金 の 使 途 (該当分を○で囲んでください。)	イ 設備資金	ロ 運転資金				
7 投 資 先 の 概 要	(1) 名 称						
	(2) 所 在 地						
	(3) 設 立 年 月 日			(4) 資 本 金	【今回出資後の払込 資本金を記入してください。】		
	(5) 役 員 、 従 業 員	日本人 役員 名、従業員 名		その他 役員 名、従業員 名			
	(6) 事 業 内 容 (事業計画を含みます。)	定款記載のものを記入してください。 その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出額等について年度別に向こう3年間分を記入してください。(単位 千米ドル) ———— この欄に書ききれない場合は別紙に記入してください。 ————					
	(7) 申 込 人 と の 関 係	イ 申込人の今回出資後の出資比率を記入してください。 ロ 平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係を具体的に記入してください。(※)					
	(8) 申 込 人 の 投 資 残 高	出 資	【今回出資後の出資残高を 記入してください。】	貸 付 け			
	(9) 出 資 者 構 成	出 資 額	出 資 前		今 回 出 資		出 資 後
	出 資 者	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)	金 額	比率(%)
	申 込 人 申 込 人 の 出 資 会 社 そ の 他	イ 額面金額(証券表示通貨額)により記入。ただし、無額面株式については出資金額 ロ 申込人の出資会社とは、当該申込人の100%出資の子会社をいいます。					
	合 計		100.0		100.0		100.0
8	取 得 を し よ う と す る 理 由	【具体的に記入 してください。】					
9	借 入 希 望 額						

(※) 平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係とは、役員のパ遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供による永続的な関係をいいます。

なお、上記計画を実施しても、愛知県内事業所の全てを廃止するものではありません。

愛知県信用保証協会 御中

(申込人) 住 所
氏 名 (名称及び
代表者の氏名)
業 種

印

海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書

1 貸 付 け の 相 手 方 お よ び そ の 概 要	(1) 名 称	資 本 金		払込資本金を記入してください。		
		設 立 年 月 日				
	(2) 所 在 地					
	(3) 事 業 内 容 (事業計画を含みます。)	定款記載のものを記入してください。 その他具体的な製品名、生産計画、販売計画及び対日輸出額等について年度別に向こう3年間分を記入してください。(単位 千米ドル) ———— この欄に書ききれない場合は別紙に記入してください。 ————				
	(4) 申 込 人 と の 係 関	申 込 人 の 出 資 比 率	%	そ の 他	平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係を具体的に記入してください。(※)	
	申込人の出資会社の 出 資 比 率	%				
(5) 申 込 人 の 出 資 残 高	出 資		貸 付 け	今回貸付け後の融資残高を記入してください。		
2	貸 付 金 額					
3	契 約 時 期					
4	貸 付 時 期					
5 条 件	(1) 金 利					
	(2) 期 間					
	(3) 元 利 金 の 回 収 方 法	元本…… 利子……				
6	資 金 の 使 途 (該当分を○で囲んでください。)	イ 設備資金 ロ 運転資金				
7	取 引 を 行 お う と す る 理 由	具体的に記入してください。				
8	借 入 希 望 額					

(※) 平成12年通商産業省告示第799号に掲げる関係とは、役員の派遣、長期にわたる原材料の供給又は製品の売買、重要な製造技術の提供による永続的な関係をいいます。

なお、上記計画を実施しても、愛知県内事業所の全てを廃止するものではありません。

愛知県信用保証協会 御中

(申込人) 住 所
氏 名 } (名 称 及 び
代 表 者 の 氏 名)
業 種

印

海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書

1 投 資 事 業 の 概 要	(1) 投資事業の内容	具体的に記入してください。(事業計画及び実施時期を含みます。)
	(2) 支店(投資先)等の名称	
	(3) 支店(投資先)等の所在地	
2 上 記 事 業 と 従 業 員 教 育 ・ 調 査 と の 関 連 性 (該 当 分 を ○ で 囲 ん で く だ さ い。)	イ 従業員教育 (例えば資金使途、支払先等を具体的に記入してください。)	
	ロ 調査 (例えば資金使途、支払先等を具体的に記入してください。)	
3 従 業 員 教 育 ・ 調 査 の 実 施 期 間	年 月 ~ 年 月	
4 所 要 資 金 の 額 (う ち 借 入 希 望 額)	円 (うち借入希望額 円)	

なお、上記計画を実施しても、愛知県内事業所の全てを廃止するものではありません。

愛知県信用保証協会 御中

(申込人) 住 所

氏 名 (名称及び
代表者の氏名)

印

業 種

海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加及び輸出入等海外展開に関する計画書

1	区 分 (該当する区分を○で 囲んでください。)	① 見本市、商談会への参加 ③ 海外向け新製品の開発	② 直接輸出入に係る事業 ④ その他 ()				
2	事 業 内 容 (事業計画を含みます。)	(※資金が必要となる事業の内容が分かるように具体的に記入してください。 ※この欄に書ききれない場合は別紙に記入してください。 ※必要に応じ、事業内容がわかる補足資料を添付してください。)					
3 事業資金(調達) 計画	区 分	金額(千円)	使 途 の 概 要	区 分	金額(千円)	借 入 先	
	設 備 資 金	土 地			本制度借入金 (借入希望額)		
		建 物			その他借入金		
		機 械 設 備			自 己 資 金		—
		そ の 他			そ の 他		—
	計						
運 転 資 金							
合 計				合 計		—	

なお、上記計画を実施しても、愛知県内事業所の全てを廃止するものではありません。

様式第16

パワーアップ資金（補助金つなぎ）に係る計画書

年 月 日

（金融機関名・店舗名）

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（補助金つなぎ））融資制度による融資を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 補助金交付機関

2 補助金交付金額・時期（予定）

3 補助金の振込先金融機関（支店）

<添付書類>

- 補助金交付申請書（写し）
- 補助金交付決定通知（写し）
- 必要に応じて、補助事業内容が分かる書類等